

認知症ケアパス内容の用語の説明

※番号はP4～P5にある番号と同じです



気づき・相談する

①若年性認知症コールセンター

通話料・相談料ともに無料で、専門的な教育を受けた相談員に疑問や悩み、受診の流れ等を相談できます。電話番号 0800-100-2707

悪化を防ぐ

②介護予防教室

各地域で行っている体操教室があります。

③日常生活用具の給付

杖、手押し車の購入の補助があります。

④通所リハビリテーション(介護保険)

施設に通い、リハビリを行います。

⑤訪問看護(介護保険)

看護師が家庭へ訪問し、体調管理を行います。

⑥通所介護(介護保険)

施設に通い、入浴、食事等の日常生活上の支援や、機能訓練・レクリエーションなどを行います。

⑦訪問介護(介護保険)

ヘルパーが自宅を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行います。

居場所をつくる

⑧カフェ

認知症の人やその家族など、地域住民の誰もが気軽に集える場所です。

見守る

⑨おたがいさまネット事業(社会福祉協議会)

地域住民が主体となり、希望者のもとへ訪問をし簡単な生活の手助けをします。

⑩みまさかほっとネット

事業者を中心に、市全体で地域の高齢者を見守り、住み慣れた地域で安心して生活していくためのネットワークです。

⑪配食サービス

65歳以上高齢者の自宅へお弁当を配食するサービスです。顔を見てお弁当を渡すため、見守りができます。

⑫傾聴ボランティア(社会福祉協議会)

地域が主体となり、自宅へ話を聞きにきてもらえます。

⑬認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援をする応援者のことです。

⑭緊急時通報システム

急病や災害等の緊急時にすぐ通報が出来るよう、自宅に器具を設置することができます。65歳以上のひとり暮らしの方へは設置の補助があります。

生活を支援する

⑮日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)

暮らしの中での不安や疑問、判断に迷ってしまう場合に福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の手伝いを受けることができます。

⑯成年後見制度

認知症、知的障害、精神疾患などによって判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったりすることがないように、精神面も含めてサポートしてもらえます。

身体を介護する

⑰認知症対応型通所介護(介護保険)

認知症の方に合わせた日常生活の介護や機能訓練を行います。

⑱訪問入浴介護(介護保険)

自宅へ専用の浴槽をもってきてもらい入浴ができます。

⑲小規模多機能型居宅介護(介護保険)

自宅を拠点とし、通所介護を中心に、同じ施設への泊まり、顔見知りの職員が自宅を訪問して介護を行うというサービスの組み合わせができます。

医療を受ける

⑳居宅療養管理指導

環境や身体的要因により通院が困難な人を対象に、医師や看護師等専門職が自宅を訪問し、健康管理や指導を行います。

㉑認知症疾患医療センター

認知症専門医療の提供と、介護サービス事業者との連携を担う地域の中核機関です。また、認知症の合併症や、急激な症状に対する救急・急性期治療をしています。

㉒認知症専門医

認知症に関する学会が認定をしている専門医です。認知症の相談や、診察を受けることができます。詳細は美作市地域包括支援センターへお問い合わせください。

㉓サポート医

認知症の方の診療に習熟しており、関係機関との連携の推進役となるための研修を修了した医師です。

㉔認知症初期集中支援チーム

サポート医、医療職、介護職の専門職がチームとなり、困り事や心配なことを確認させていただきます。病院受診や介護保険サービスの利用など、主治医の先生と連携しながらご本人やご家族に合わせてサポートいたします。

家族を支援する

㉕認知症セミナー

一般市民を対象に、認知症の症状や対応方法等、認知症に関する事を知ることができます。

㉖認知症の人と家族の会

認知症の人や介護している家族の交流の場です。

㉗介護者の集い

介護をしている人が交流できる場です。

㉘短期入所生活介護(介護保険)

施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練がうけられます。介護をしている家族の身体的・精神的な休息にも利用することができます。

もしもの時

㉙消費生活センター

悪徳商法による被害や、商品事故の苦情など消費生活に関する相談に応じています。

住まいを考える

㉚住宅改修(介護保険)

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした時、住宅改修費が20万円(自己負担額を除く)を上限に支給されます。

㉛福祉用具貸与・購入(介護保険)

福祉用具の貸与ができます。貸与に適さない入浴や排泄等に使用する福祉用具の場合は、購入した時に購入費が同年で10万円(自己負担額を除く)を上限に支給されます。

㉜介護保険施設(介護保険)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養病床等)があり、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選びます。

㉝サービス付き高齢者向け住宅

高齢者向けの民間賃貸住宅で、医療や介護の専門家が、安否確認や生活相談などのサービスを提供しています。必要に応じて、食事の提供や訪問介護などのサービスを受けることもできます。

㉞有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した住居です。サービス内容や入居の条件等は施設によって違うため、施設に直接お問い合わせください。

㉟グループホーム

認知症の人が専門のスタッフの援助を受けながら、共同生活をおくることができます。

㊱軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)

60歳以上の方を対象に所得に応じた比較的低額な料金で入居ができます。

A型:基本的に自立した生活ができるが、食事が作れない方などが対象

B型:基本的に自立した生活ができ、自分で炊事ができる方などが対象

ケアハウス:一般型と介護型があり、食事の提供や生活支援を受けることができます

権利を守る

㊲権利擁護センター

認知症や障害がある方の成年後見制度の利用や虐待の対応等、権利擁護に関する相談を受け、関係機関と連携しながら解決していきます。